

「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」協議会委員 募 集 要 領

1 趣旨

石狩川流域における生態系ネットワーク形成の推進に向け、令和6年2月に「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」(以下「協議会」という)が設立され、現在、約70名の委員により運営されています。協議会では、石狩川流域の生物生息環境を保全・再生するとともに、野生生物と地域生活・産業の両立を図り、豊かな自然資本の持続的な活用による地域振興・経済活性化の実現に向け、協議会規約第4条第4項に基づき関係団体等の協議会委員を募集いたします。

2 協議会の目的

協議会は、多様な主体の連携と協働のもと、健全な生態系ネットワークの形成に取り組み、生物生息環境を保全・再生するとともに、野生生物と地域生活・産業の両立を図り、豊かな自然資本の持続的な活用による地域振興・経済活性化を実現するための方策の検討と取組の推進を目的とします。

3 協議会の協議事項

協議会は、以下の事項について協議を行います。

- (1)石狩川流域における生態系ネットワーク推進に関する基本方針や将来像等をまとめた全体構想の策定に関すること
- (2)石狩川流域における生態系ネットワーク推進に関する情報共有、普及・啓発及び情報発信に関すること
- (3)その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

4 協議会の構成

- ・学識者
- ・自治体
- ・行政機関
- ・関係団体等

5 協議会の活動内容

協議会 HP (https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e1lg9o000000imt1.html) をご覧下さい。

6 応募資格

下記の条件をすべて満たす団体または法人

- ・石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会の設立趣旨及び協議会規約を理解し、石狩川流

域における生態系ネットワーク推進の事業主体または、支援・連携を図る上で重要な役割を担う、企業、NGO・NPO、農業協同組合、観光協会、商工会、自治会、町おこし団体、報道機関等の地域構成団体。

- ・石狩川流域生態系ネットワーク形成に向けた取組み、または、これに関連する活動※ に継続して参加して頂ける団体または法人。
- ・宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ・公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

活動内容の例	想定される参加主体の業種分野
自然体験・環境教育	教育機関など
レクリエーションの場としての活用	教育機関など
研究活動	専門家など
指導・助言の場としての活用	専門家など
環境保全型農業の促進による生物多様性の向上	農業関係者など
農作物のブランド化・プレミアム付加	農業関係者など
森林・里山の適正管理による生物多様性の向上	森林・木材関係者など
森林認証に基づく環境ビジネスの展開	森林・木材関係者など
河川の縦横断連続性改善による魚類生息環境の向上	水産業関係者など
水産資源の産卵場造成、河川・湖沼の清掃活動、外来種駆除等による水産魚種保全の進展	水産業関係者など
エコツーリズム、グリーンツーリズムの企画・運営	観光団体、農業関係者、森林・木材関係者など
地場産品販売	飲食、商工事業者など
報道等	企業等
環境関連ファンド、森林信託等	金融事業者など
出資・寄付	全般

※石狩川流域生態系ネットワーク形成に向けた取組、またはこれに関連する活動の例

【河川を基軸とした生態系ネットワーク形成の手引き(河川管理者向け)(案)から抜粋整理】

7 応募方法

応募用紙に全ての必要事項を記入の上、郵送またはメールで応募して下さい。

8 任期

協議会規約第4条第2項に記載のとおり。

9 募集期間

令和6年11月8日(金)～令和6年12月6日(金)必着

10 留意事項

- ・協議会の参加にあたって必要となる交通費等は、応募された方々の負担とさせていただきます。
- ・協議会の参加については、応募書類をもとに書類選考し決定いたします。必要事項が記載されていない場合や「石狩川流域における生態系ネットワーク形成に向けて取組を予定している内容」によっては、参加して頂けない場合もあります。なお、選考結果は、応募者全員に通知しますが、応募状況や選考・不選考理由等は公開いたしません。
- ・提出された書類等は、返却いたしません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。なお、提出された書類は、本選考以外の目的には使用しません。

11 問合せ先、送付先

石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会事務局(代表)

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 河川計画課

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

TEL 011-611-0329 hkd-sp-r6seitaikeinw@gxb.mlit.go.jp